

2025年4月1日改訂

# 教職課程履修の手引き

(2025年度版)

2025年度入学者用

江戸川大学



## 教職課程履修の手引き（2025 年度版）

### 【はじめに】

教員になろうとする者は、国・公・私立学校の幼稚園・小学校・中学校・高等学校を問わず、「教育職員免許法」に基づき、教育職員免許状を取得していることが必要である。教育職員免許状の取得は「学士」の学位を有することを基礎資格とし、「教育職員免許法」並びに「教育職員免許法施行規則」に定める「教科及び教科の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目等」、「大学が独自に設定する科目」および「教育職員免許法施行規則第 6 6 条の 6 に定める科目」について、所要の単位を修得しなければならない。

これは、大学を卒業するために必要な単位とは別に、教職課程の単位を修得することであり、一般の学生とは比較にならない程の学習時間などが必要であることを十分覚悟しておくこと。また、小学校・中学校教諭一種免許状を取得しようとする者は、原則として、教育実習以外に、社会福祉施設等で 5 日間、特別支援学校で 2 日間の、『介護等体験』を行わなければならない。

さらに、中学校・高等学校の両方の免許状を取得している者の教員採用が増加しているので中学校教諭一種免許状および高等学校教諭一種免許状の両方を取得することが望ましい。従って、教職課程を履修する学生は、将来教職に就こうとする確固たる意志をもって入学時より計画的に履修することが望まれる。

### 【本学での教職課程履修の心構え・注意事項】

本学で教職課程を履修するにあたり、次のことに注意すること。

- ① 教職課程に関するガイダンスなど、教職課程履修に必要な各種行事を正当な理由なくして欠席してはならない。欠席の事由によっては、教職課程の履修を取り消す場合がある。
- ② 書類の提出や申請手続きについては、期限を厳守すること。  
期限を過ぎた場合に生ずる、本人への不利益は自己責任とし大学は一切責任を負わない。
- ③ 教職課程を履修するために「教職課程履修費」を授業料とは別に納入しなければならない。  
また、介護等体験の前には「介護等体験費」を、教育実習の前には「教育実習費」をそれぞれ授業料とは別に納入しなければならない。なお、教育職員免許状の申請に必要な申請手数料等の経費も別途必要となる。

一旦納入した「教職課程履修費」は理由の如何にかかわらず返還しない。

## 【教職課程の履修と事務手続きの日程】

	1年次	2年次	3年次	4年次
4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ガイダンス</li> <li>・教職課程履修費 (10,000 円) 納入</li> <li>・「教職課程履修者登録用フォーム」提出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ガイダンス</li> <li>・教職課程履修費 (10,000 円) 納入</li> <li>・「教職課程履修者登録用フォーム」提出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ガイダンス</li> <li>・教職課程履修費 (10,000 円) 納入</li> <li>・「教職課程履修者登録用フォーム」提出</li> <li>・「戸籍抄本」提出</li> <li>・教育実習希望校の受け入れについての説明</li> <li>・教育実習内諾書等関係書類の配布</li> <li>・介護等体験申込</li> <li>・介護等体験費 (10,000 円) 納入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ガイダンス</li> <li>・教職課程履修費 (10,000 円) 納入</li> <li>・「教職課程履修者登録用フォーム」提出</li> <li>・「戸籍抄本」提出</li> <li>・教育実習費 (20,000 円) 納入</li> </ul>
5月				・教育実習(5月～11月頃まで)
9月			・介護等体験 9月～翌年1月頃までの指定期間	
10月				・「教育職員免許状一括申請」説明会・書類記入
11月				・「教育職員免許状授与願」確認(署名)
12月				
1月				
2月		<ul style="list-style-type: none"> <li>・実習事前面接</li> <li>・介護等体験説明会</li> </ul>		
3月			・教育実習誓約書等の書類作成	・「教育職員免許状」授与(卒業式)

※日程は事情により変更になる場合がある。

## 1. 本学の教職課程履修によって取得できる免許状の種類と教科について

本学において取得できる教育職員免許状の種類（教科）は、次のとおりである。

学 部	学 科	免許状の種類
社会学部	人間心理学科	中学校教諭一種免許状（社会） 高等学校教諭一種免許状（公民）
	現代社会学科	中学校教諭一種免許状（社会） 高等学校教諭一種免許状（公民）
	経営社会学科	中学校教諭一種免許状（社会） 高等学校教諭一種免許状（公民）
メディアコミュニケーション学部	マス・コミュニケーション学科	中学校教諭一種免許状（国語） 中学校教諭一種免許状（社会） 高等学校教諭一種免許状（国語） 高等学校教諭一種免許状（公民）
	情報文化学科	中学校教諭一種免許状（英語） 高等学校教諭一種免許状（英語） 高等学校教諭一種免許状（情報）
	こどもコミュニケーション学科	幼稚園教諭一種免許状

## 2. 教職課程において修得すべき最低単位数について

「教育職員免許法」に定められている所要資格および最低必要単位数は、次のとおりである。

免許状の種類 所要資格		幼稚園教諭一種免許状	中学校教諭一種免許状	高等学校教諭一種免許状
基礎資格		学士の学位を有すること。	学士の学位を有すること。	学士の学位を有すること。
大学に おいて 修得す ること を必要 とする 最低単 位数	領域及び保育 内容の指導法 に関する科目	16		
	教科及び教科 の指導法に関 する科目		28 （「社会」のみ30）	24
	大学が独自に 設定する科目	14	4 （6）	12
	教育の基礎的 理解に関する 科目等	21 （25）	27 （35）	23 （31）

（ ）内の数字は、本学の教職課程における最低修得単位数。

3. 免許状取得のための「教科及び教科の指導法に関する科目」の単位修得方法等について
  - ①各学科で取得のできる免許教科に対応する「教科及び教科の指導法に関する科目」の一覧表は p8～p13 の第 1 表～第 12 表のとおりである。
  - ②各自希望する免許教科に応じて、一覧表に示す免許法施行規則に定める各科目区分の必修単位数を取得し、かつ、必修科目を含み必要な単位数を取得すること。
  - ③複数の免許状を取得する場合、同一科目は 1 回のみ修得すればよい。また、それぞれの免許教科に該当する『教科教育法』を必ず修得しなければならない。なお、履修の際は一覧表に記載されている注意書きをよく読んで履修すること。
  
4. 免許状取得のための「教育の基礎的理解に関する科目等」の単位修得方法等について
  - ①「教育の基礎的理解に関する科目等」の一覧表は p14 の第 13 表のとおりである。
  - ②中学校一種免許状取得の場合『道徳教育の指導法』2 単位及び『教育実習 II』2 単位が必修となっている。
  
5. 免許状取得のための「大学が独自に設定する科目」の単位修得方法等について
  - ①「大学が独自に設定する科目」の一覧表は p15 の第 14 表のとおりである。
  - ②「教科及び教科の指導法に関する科目」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」でそれぞれの免許教科所要の最低単位数を超えた単位は「大学が独自に設定する科目」に充てることができる。
  
6. 免許状取得のための「教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目」の単位修得方法等について
  - ①「教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目」の一覧表は p15 の第 15 表のとおりである。
  - ②「教科及び教科の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目等」及び「大学が独自に設定する科目」の他に第 15 表に定める単位を併せて修得しなければならない。

## 7. 教育実習の履修について

### ①教育実習について

「教育実習」は教職に関する科目のひとつとして履修するものであり、学外の実習校において、授業その他の教育活動に参加して行なわれるものである。しかし、それは本学が責任を持ち、受け入れ側実習校との緊密な連絡の下に実施するものであるから、必ず所定の手続きを踏み、指導事項を遵守しなければならない。

なお、教育実習を行う実習校は、実習を希望する学生の出身校であることを原則としているので、各自で確保すること。

### ②教育実習費について

教育実習を希望する学生は、教育実習費（20,000 円）を決められた期日までに納入すること。

### ③教育実習履修の条件について

以下の条件をすべて満たしていること。

ア) 原則として次の科目を修得済みであること。

「ボランティア論」、「教師論」、「教育学概論」、「教育心理学」、「教育制度論」、「教育課程論」、「教科教育法（国語・社会・公民・英語・情報）」、「教育方法学」、「生徒指導論」、「教育 ICT 利活用論」

イ) 原則として次の科目を履修登録済であること

「教育実習（事前・事後指導）」、「教育実習 I・II」、「教職実践演習（中・高）」

ウ) 履修している全科目の出席状況が、出席に必要な日数の 3 分の 2 以上であること。

エ) 教職課程履修費および教育実習費を納入済みであること。

オ) 江戸川大学教育実習担当者会議による面接を行ない、総合的に判断をして認めた者。

④実習予定校から教育実習の受け入れ内諾を、原則として実習の前年度 12 月末までに得ること。

⑤一括申請の場合は、所定の手続きを済ませた後、実習校が決定する。

⑥予定された実習が不可能となった場合は、すみやかに大学に連絡をして、その後の指示を受けること。

## 8. 介護等体験について

「小学校及び中学校の普通免許状授与に係わる教育職員免許法の特例に関する法律」の制定に伴い、中学校の免許状を取得する場合に、社会福祉施設等における介護等体験が、義務づけられている。

- ①社会福祉協議会の指定する介護等体験の受け入れ先で、原則として、社会福祉施設等 5 日間、特別支援学校 2 日間、計 7 日間の介護等体験を実施する。
- ②本学での介護等体験は、「ボランティア論」の授業の一環として実施する。
- ③介護等体験の申し込みと手続きについては、介護等体験実施前年度の後期授業期間終了後に実施される介護等体験説明会に出席し、その指示に従うこと。
- ④介護等体験費（10,000 円）を決められた期日までに納入すること。

## 9. 教育職員免許状の申請について

免許状は、教育職員免許法第 5 条第 7 項により、各都道府県教育委員会が授与する。

### ① 一括申請について

学生の便宜を図るために、大学が一括して千葉県教育委員会に免許状申請を行う制度を導入している。この一括申請の手続きは卒業年度の 10 月初旬の「教育職員免許状一括申請に関する説明会」から始まり、10 月中旬に申込書類・申請手数料をそえて教務課に提出し、11 月初旬に免許状授与のための宣誓書への署名をする。卒業と同時に教育職員免許状を授与する。

なお、卒業判定が不合格の者及び所要単位不足の者は申請取り下げとなる。また、免許状申請に必要な申請手数料は 1 件につき 3,300 円（2024 年度現在）となっている。

### ②個人申請について

個人が居住する都道府県教育委員会に免許状の授与申請をすることによって免許状を取得することができる。申請手続きが各都道府県の教育委員会により異なっているので、申請時には事前に各教育委員会と相談すること。

10. 教職課程履修費の納入について

「教職課程履修費」とは、本学で教職課程を履修するにあたり、授業料とは別に納入するものである。よって、定められた教職課程履修費を所定の期日までに納入していない場合は、教職課程の履修ができない。

教職課程履修費（毎年度）：10,000 円

納入時期・方法については別に定める。

一旦納入した「教職課程履修費」は理由の如何にかかわらず返還しない。

11. その他

①必要な手続き及び日程等は、掲示板やエドポタなどで連絡するので見落とさないように心がけること。

② 不明な点については、教職科目担当教員または教務課に問い合わせること。

社会学部 人間心理学科

第1表

中学校教諭一種免許状(社会)

教科及び教科の指導法に関する科目

免許法施行規則に定める科目区分等			左記に対応する本学における授業科目	単位数
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	最低必要単位数		
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	日本史・外国史	○ 日本史学概論 ○ 外国史学概論	2 2
		地理学(地誌を含む。)	○ 人文地理学概論 ○ 自然地理学概論	2 2
		「法学、政治学」	○ 国際社会と日本 ○ 法学概論 ○ 政治学概論	2 2 2
		「社会学、経済学」	○ 社会学概論Ⅰ ○ 社会学概論Ⅱ ○ 経済学概論 情報社会とメディア 観光社会学 フィールドワーク論	2 2 2 2 2 2
		「哲学、倫理学、宗教学」	○ 哲学概論 ○ 日本思想概論	2 2
各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)		1	○ 社会科教育法Ⅰ ○ 社会科教育法Ⅱ ○ 社会科・公民科教育法Ⅰ ○ 社会科・公民科教育法Ⅱ	2 2 2 2
合計28単位以上				

第2表

高等学校教諭一種免許状(公民)

教科及び教科の指導法に関する科目

免許法施行規則に定める科目区分等			左記に対応する本学における授業科目	単位数
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	最低必要単位数		
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	「法学(国際法を含む。)、政治学(国際政治を含む。)」	○ 国際社会と日本 ○ 法学概論 ○ 政治学概論	2 2 2
		「社会学、経済学(国際経済を含む。)」	○ 社会学概論Ⅰ ○ 社会学概論Ⅱ ○ 経済学概論 情報社会とメディア 観光社会学 フィールドワーク論	2 2 2 2 2 2
		「哲学、倫理学、宗教学、心理学」	○ 哲学概論 日本思想概論 心理学概論A 心理学概論B 心理学研究法 社会心理学Ⅰ 社会心理学Ⅱ 臨床心理学概論 司法・犯罪心理学 神経・生理心理学 色彩心理学 発達心理学Ⅰ 発達心理学Ⅱ 青年心理学 知覚・認知心理学	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2
		各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)	1	○ 社会科・公民科教育法Ⅰ ○ 社会科・公民科教育法Ⅱ
合計24単位以上				

【注意】

- (1) 授業科目に○印のついている科目は、免許状取得のための必修科目である。  
 (2) 「教科及び教科の指導法に関する科目」単位数を超えた分は、「大学が独自に設定する科目」に充てるものとする。

社会学部 現代社会学科

第3表

中学校教諭一種免許状(社会)  
教科及び教科の指導法に関する科目

免許法施行規則に定める科目区分等			左記に対応する本学における授業科目			
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	最低必要単位数		単位数		
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	日本史・外国史	○ 日本史学概論 ○ 外国史学概論	2 2		
		地理学(地誌を含む。)	○ 人文地理学概論 ○ 自然地理学概論	2 2		
		「法学、政治学」	○ 国際社会と日本 ○ 法学概論 ○ 政治学概論	2 2 2		
	「社会学、経済学」	1	○ 社会学概論Ⅰ ○ 社会学概論Ⅱ ○ 経済学概論 情報社会とメディア 都市デザイン論 レジャー社会学 レジャー産業論 観光まちづくり論 地域経営論 環境社会学概論 スポーツ社会学	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2		
			「哲学、倫理学、宗教学」	○ 哲学概論 日本思想概論	2 2	
			各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)	1	○ 社会科教育法Ⅰ ○ 社会科教育法Ⅱ ○ 社会科・公民科教育法Ⅰ ○ 社会科・公民科教育法Ⅱ	2 2 2 2
					合計28単位以上	

第4表

高等学校教諭一種免許状(公民)  
教科及び教科の指導法に関する科目

免許法施行規則に定める科目区分等			左記に対応する本学における授業科目	
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	最低必要単位数		単位数
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	「法学(国際法を含む。)、政治学(国際政治を含む。)」	○ 国際社会と日本 ○ 法学概論 ○ 政治学概論	2 2 2
		「社会学、経済学(国際経済を含む。)」	○ 社会学概論Ⅰ ○ 社会学概論Ⅱ ○ 経済学概論 情報社会とメディア 都市デザイン論 レジャー社会学 レジャー産業論 観光まちづくり論 地域経営論 環境社会学概論 スポーツ社会学	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2
		「哲学、倫理学、宗教学、心理学」	○ 哲学概論 日本思想概論	2 2
	各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)	1	○ 社会科・公民科教育法Ⅰ ○ 社会科・公民科教育法Ⅱ	2 2
合計24単位以上				

【注意】

- (1) 授業科目に○印のついている科目は、免許状取得のための必修科目である。
- (2) 「教科及び教科の指導法に関する科目」単位数を超えた分は、「大学が独自に設定する科目」に充てるものとする。



## メディアコミュニケーション学部 マス・コミュニケーション学科

## 第7表

中学校教諭一種免許状(国語)

教科及び教科の指導法に関する科目

免許法施行規則に定める科目区分等			左記に対応する本学における授業科目	単位数
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	最低必要単位数		
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	国語学(音声言語及び文章表現に関するものを含む。)	○ 国語学概論	2
		国文学(国文学史を含む。)	○ ことばと表現(書きことば)	2
	漢文学	○ ことばと表現(話しことば)	2	
		○ 国語表現I	2	
		○ 国語表現II	2	
書道(書写を中心とする。)	☆ マス・コミュニケーション演習H	2		
	☆ マス・コミュニケーション演習M	2		
各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)	☆ マス・コミュニケーション実習H	1		
	☆ マス・コミュニケーション実習M	1		
	○ 国語科教育法 I	2		
	○ 国語科教育法 II	2		
合計28単位以上				

## 第8表

高等学校教諭一種免許状(国語)

教科及び教科の指導法に関する科目

免許法施行規則に定める科目区分等			左記に対応する本学における授業科目	単位数
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	最低必要単位数		
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	国語学(音声言語及び文章表現に関するものを含む。)	○ 国語学概論	2
		国文学(国文学史を含む。)	○ ことばと表現(書きことば)	2
	漢文学	○ ことばと表現(話しことば)	2	
		○ 国語表現I	2	
		○ 国語表現II	2	
各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)	☆ マス・コミュニケーション演習H	2		
	☆ マス・コミュニケーション演習M	2		
各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)	☆ マス・コミュニケーション実習H	1		
	☆ マス・コミュニケーション実習M	1		
合計24単位以上				

## 【注意】

(1) 授業科目に○印のついている科目は、免許状取得のための必修科目である。

(2) 授業科目に☆印のついている科目は、免許状取得のための選択必修科目である。

☆印のついている演習実習については演習科目については演習Hもしくは演習Mいずれか1科目を必ず修得すること。

また、実習科目については実習Hもしくは実習Mいずれか1科目を必ず修得すること。

(3) 「教科及び教科の指導法に関する科目」単位数を超えた分は、「大学が独自に設定する科目」に充てるものとする。

メディアコミュニケーション学部 マス・コミュニケーション学科

第9表

中学校教諭一種免許状(社会)  
教科及び教科の指導法に関する科目

免許法施行規則に定める科目区分等			左記に対応する本学における授業科目	単位数
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	最低必要単位数		
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	日本史・外国史	○ 日本史学概論 ○ 外国史学概論	2 2
		地理学(地誌を含む。)	○ 人文地理学概論 ○ 自然地理学概論	2 2
	「法律学、政治学」	○ 国際社会と日本 ○ 法学概論 ○ 政治学概論	2 2 2	
	「社会学、経済学」	○ 社会学概論 I ○ 社会学概論 II ○ 経済学概論 情報社会とメディア ポピュラーカルチャー論 メディア産業論 I メディア産業論 II 時事問題 I 時事問題 II コミュニケーション学概論 メディア学概論	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	
	「哲学、倫理学、宗教学」	○ 哲学概論 日本思想概論	2 2	
	各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)	○ 社会科教育法 I ○ 社会科教育法 II ○ 社会科・公民科教育法 I ○ 社会科・公民科教育法 II	2 2 2 2	
合計28単位以上				

第10表

高等学校教諭一種免許状(公民)  
教科及び教科の指導法に関する科目

免許法施行規則に定める科目区分等			左記に対応する本学における授業科目	単位数
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	最低必要単位数		
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	「法律学(国際法を含む。)、政治学(国際政治を含む。)」	○ 国際社会と日本 ○ 法学概論 ○ 政治学概論	2 2 2
		「社会学、経済学(国際経済を含む。)」	○ 社会学概論I ○ 社会学概論II ○ 経済学概論 情報社会とメディア ポピュラーカルチャー論 メディア産業論 I メディア産業論 II 時事問題 I 時事問題 II コミュニケーション学概論 メディア学概論	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2
	「哲学、倫理学、宗教学、心理学」	○ 哲学概論 日本思想概論	2 2	
	各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)	○ 社会科・公民科教育法 I ○ 社会科・公民科教育法 II	2 2	
合計24単位以上				

【注意】

- (1) 授業科目に○印のついている科目は、免許状取得のための必修科目である。
- (2) 「教科及び教科の指導法に関する科目」単位数を超えた分は、「大学が独自に設定する科目」に充てるものとする。

メディアコミュニケーション学部 情報文化学科

第11表

中学校教諭一種免許状(英語)  
高等学校教諭一種免許状(英語)  
教科及び教科の指導法に関する科目

免許法施行規則に定める科目区分等			左記に対応する本学における授業科目		単位数
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	最低必要単位数			
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	英語学	1	○ 英語学概論	2
		英語音声学		○ 英語音声学	2
		英語文学	1	○ 英語文学	2
		英語コミュニケーション	1	○ Reading I	2
			○ Reading II	2	
○ Writing & Presentation I	2				
○ Writing & Presentation II	2				
異文化理解	1	○ English Communication I	2		
	○ English Communication II	2			
	○ Listening & Speaking I	2			
	○ Listening & Speaking II	2			
各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)	1	○ 異文化理解	2		
	○ 英語科教育法I (中一種免のみ)	2			
	○ 英語科教育法II (中一種免のみ)	2			
	○ 英語科教育法III	2			
			○ 英語科教育法IV	2	
中一種免許:合計28単位以上 高一種免許:合計24単位以上					

第12表

高等学校教諭一種免許状(情報)

教科及び教科の指導法に関する科目

免許法施行規則に定める科目区分等			左記に対応する本学における授業科目		単位数
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	最低必要単位数			
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	情報社会(職業に関する内容を含む。)・情報倫理	1	○ 知的財産権	2
		コンピュータ・情報処理	1	○ 情報社会と職業 e-ビジネス	2
			○ プログラミング基礎	2	
		情報システム	1	○ 情報処理概論	2
			○ アルゴリズム	2	
		情報通信ネットワーク	1	○ システム設計 e-コマースシステム	2
			○ 情報ネットワーク	2	
マルチメディア表現・マルチメディア技術	1	○ ネットワークと社会	2		
	○ マルチメディア	2			
各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)	1	○ Webデザイン	2		
	○ 情報科教育法 I	2			
			○ 情報科教育法 II	2	
合計24単位以上					

【注意】

- (1) 授業科目に○印のついている科目は、免許状取得のための必修科目である。
- (2) 「教科及び教科の指導法に関する科目」単位数を超えた分は、「大学が独自に設定する科目」に充てるものとする。
- (3) 「各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)」について、中一種免は「英語科教育法I・II・III・IV」が必修科目、高一種免は「英語科教育法III・IV」が必修科目となる。

全学部 全学科 共通  
第13表

中学校教諭一種免許状(国語、社会、英語) 高等学校教諭一種免許状(国語、公民、英語、情報)

教育の基礎的理解に関する科目等

免許法施行規則に定める科目区分等		単位数	先に対応する本学における授業科目	単位数	備考
科目	各科目に含める必要事項				
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	○ 教育学概論	2	
	教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)		○ 教師論	2	
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)		○ 教育制度論	2	
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		○ 教育心理学	2	
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		○ 特別支援教育概論(中・高)	2	
	教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)		○ 教育課程論	2	
法道徳及び生徒指導、総合的な学習の時間等に関する科目	道徳の理論及び指導法	中10 高8	○ 道徳教育の指導法	2	【注意】(2)参照
	総合的な学習(探求)の時間の指導法		○ 総合的な学習の時間の指導法	2	
	特別活動の指導法		○ 特別活動論	2	
	教育の方法及び技術		○ 教育方法学	2	
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法		○ 教育ICT利活用論	2	
	生徒指導の理論及び方法		○ 生徒指導論	2	
	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法		○ 教育相談	2	
進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	○ 進路指導論	2			
関教育する実践科目	教育実習	中5 高3	○ 教育実習(事前・事後指導)	1	
			○ 教育実習 I	2	
			○ 教育実習 II	2	中一種免必修
	学校体験活動				
教職実践演習	2	○ 教職実践演習(中・高)	2		

【注意】

(1)授業科目に○印のついている科目は、免許状取得のための必修科目である。

(2)高一種免は「大学が独自に設定する科目」として開講

### 全学部 全学科 共通

#### 第14表

中学校教諭一種免許状（国語、社会、英語） 高等学校教諭一種免許状（国語、公民、英語、情報）

大学が独自に設定する科目

免許法施行規則に定める科目区分等	単位数	左記に対応する本学における授業科目	単位数	備考
大学が独自に設定する科目	中 4 高 12	○ ボランティア論 ○ 教職総合演習 ○ 教職基礎演習 道徳教育の指導法 生涯学習論Ⅰ 生涯学習論Ⅱ 地域ボランティアプログラムA 環境と教育	2 2 2 2 2 2 2 2	中一種免は「教育の基礎的理解に関する科目等」として開講

「大学が独自に設定する科目」の選択科目又は最低修得単位を超えて履修した「教科及び教科の指導法に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法および生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」について、併せて6単位以上修得

### 全学部 全学科 共通

#### 第15表

中学校教諭一種免許状（国語、社会、英語） 高等学校教諭一種免許状（国語、公民、英語、情報）

教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目に関する科目

免許法施行規則に定める科目及び単位数	単位数	左記に対応する本学における授業科目	単位数	備考
科目				
日本国憲法	2	○ 日本国憲法	2	
体育	2	☆ 健康・スポーツ科学演習 ☆ 健康・スポーツ科学	4 2	
外国語コミュニケーション	2	○ 英語Ⅰ	2	
数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作	2	☆ データサイエンス概論 ☆ 情報リテラシー	2 2	数理、データ活用及び人工知能に関する科目として開講 情報機器の操作として開講

【注意】

(1) 授業科目に○印のついている科目は、免許状取得のための必修科目である。

(2) 授業科目に☆印のついている科目は、免許状取得のための選択必修科目である。  
体育については健康・スポーツ科学演習もしくは健康・スポーツ科学のいずれか1科目を必ず修得すること。  
数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作については、  
データサイエンス概論もしくは情報リテラシーのいずれか1科目を必ず修得すること



